



“今年度、健康診断を受診するかどうか、迷われている方に”

当組合では 今年9月より随時 特定健診を受けて いただくための 取り組みを 実施しています



今年9月より随時、当組合に健康診断の申し込みがない方(40歳以上75歳未満在職者除く)を対象に、『特定健診受診券申込書付きハガキ』をご自宅に郵送しています。

特定健診で受診できる健診項目

- 身体計測（身長、体重、腹囲）
- 尿検査（糖、蛋白）
- 血液検査（糖代謝、肝機能、脂質）
- 医師診察
- 血圧測定

※医師の判断で下記項目も実施

- 貧血検査
- 心電図検査
- 眼底検査

特定健康診査（以下「特定健診」）は、皆さまがお住まいの近くの病院や健診施設で、特定健康診査受診券（以下「受診券」と記載）を提示すると、特定健診が無料で受診できます。

ただし、受診券で特定健診が受診できるかどうかは、病院や健診機関にご確認のうえ、受診券を当組合に申し込んでください。

特定健診を受診されますと、人間ドックの補助はできません。特定健診ではなく、人間ドックを受診したい場合は、別途「健診受診券申込書」での申し込みが必要になりますのでご注意ください。健康診断の詳細は、4月にご自宅へ送付しました「健康診断のご案内」または、当組合のホームページに掲載していますのでご覧ください。

健康診断をまだ受診されていない方は、ぜひこの機会に、特定健診を受診されますようお願いいたします。

当組合のホームページ <http://www.kenpo.gr.jp/sanyo/>

「特定健診受診券申込書付きハガキ」が自宅に届いたら

◎特定健診受診券申込書付きハガキは
 圧着ハガキになっています。ハガキ
 を開き、注意事項をよくお読みくだ
 さい。特定健診受診券申込書（ハガキ）
 を切り取り、必要事項を記入・捺印し、
 当組合宛に郵送してください。

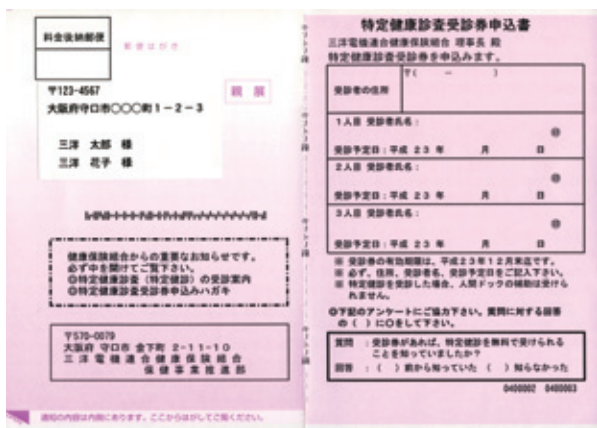
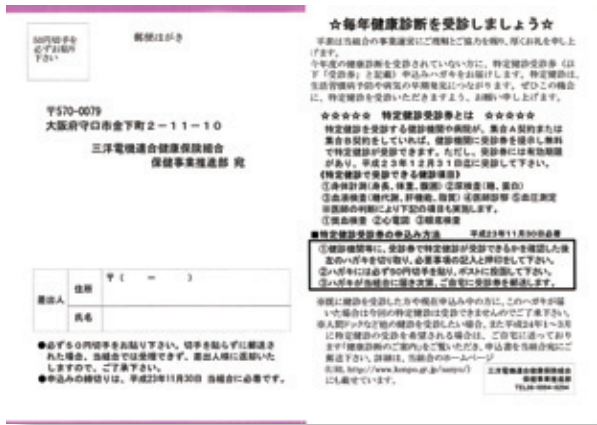
◎当組合に申込書が届き次第「受診券」
 をご自宅に郵送します。受診券は健
 康保険証と共に、病院（健診機関）
 に提示すると、特定健診を無料で受
 診できます。

◎受診券の有効期限は平成23年12月31

日までです。受診しなかった場合は、
 受診券を当組合まで必ず返却してく
 ださい。

◎平成24年1～3月は、受診券で特定
 健診は受診できません。この期間に
 人間ドックや特定健診を受診したい
 方は、今年4月に送付しました冊子
 「健康診断のご案内」の中の「健康
 診断受診申込書」を当組合に送付し
 てください。

「健康診断受診申込書」は当組合の
 ホームページからも取り出せます。



《お願い》
 すでに健康診断を申し込まれた方に、申込ハガキが届いた
 場合このハガキでの健康診断の申し込みはご遠慮ください。

特定健診受診券に関する問い合わせ先
 保健事業推進部 外 線 06-6994-8294
 健康管理課 サンネット 7-612-5818

今年度健康診断を受診してない皆さまへ

平成24年3月末までに

健康診断を受診しましょう！

当組合では、平成20年4月から、40歳以上75
 歳未満の被保険者ならびに被扶養者を対象に
 「特定健診・特定保健指導」を実施しています（在
 職者は会社の定期健康診断のみの受診になりま
 す）。

この「特定健診・特定保健指導」の実施に伴い、
 75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度
 では、後期高齢者医療支援金（以下「支援金」）
 を支払うことが保険者（健康保険組合）に義務
 付けられました。

支援金は、特定健診の受診率、特定保健指導
 の実施率ならびに内臓脂肪症候群の減少率の3
 点について、国が設定した平成24年度の目標を
 達成できれば減額されることになっています。

今年度は、4月から8月までの健康診断の受
 診申し込みが伸びておらず、このまま推移すれ
 ば、今年度の目標達成は大変難しい状況です。

ぜひ、健康診断を、平成24年3月末までに受
 診していただき、生活習慣病の予防や病気の早
 期発見にお役立ていただくと共に、健保財政の
 安定にご協力いただきますよう、併せてお願い
 申し上げます。